

# 一般財団法人北海道老人クラブ連合会若手委員会設置規程

## (目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人北海道老人クラブ連合会（以下「本連合会」という。）の定める事業を円滑にすすめるため、若手高齢者の相互の連携のもとに、若手の立場から老人クラブ活動の推進と会員の加入促進を図り、組織の強化・活性化を図ることを目的とする。

## (事 業)

第2条 若手委員会は、当面する諸問題について、次に掲げる事項について研究・協議を行い活動促進の強化を図る。

- (1) 若手会員の活動の推進、組織化
- (2) 会員の加入促進
- (3) 若手会員の発想を生かした事業
- (4) 介護予防・健康づくりに関する事業
- (5) その他、運営上必要な事項

## (構 成)

第3条 本連合会に若手委員会を設置する。

- 2 若手委員会の委員は、市町村老人クラブ連合会会長より推薦され、本連合会会長から委嘱された75歳未満の会員をもって構成する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (組 織)

第4条 若手委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名 (ただし、常任委員定数に含まれる。)
  - (2) 副委員長 1名 (ただし、常任委員定数に含まれる。)
  - (3) 常任委員 8名
- 2 常任委員の選任は、委員の互選により選出する。
  - 3 委員長、副委員長の選任は、常任委員の互選により選出する。
  - 4 役員の任期は、委員の在任期間とする。また、役員に欠員が生じた場合における補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員の仕事)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、若手委員会の運営に関する事項を審議しかつ処理する。

(会議・運営)

第6条 若手委員会の運営を図るため、次の会議を開催する。

(1) 総会

(2) 常任委員会

2 前項の会議は、本連合会会長が必要に応じて招集する。

3 総会の議長は、その都度会員の互選で定める。

4 常任委員会の議長は、委員長があたる。委員長に事故あるときは、副委員長が議長にあたる。

5 会議は出席者をもって開催する。ただし、決議を要するものは、出席者の過半数の同意をもって決定する。

6 本連合会の理事に委員長、評議員に副委員長を推薦するものとし、本連合会の理事会、評議員会に委員会を代表して出席させるものとする。

(経費)

第7条 若手委員会の運営に要する経費は、本連合会の予算の範囲内で行う。

2 総会、常任委員会に出席する旅費は、本連合会旅費支給規程に基づき支給するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

(事務局)

第9条 若手委員会の事務は、本連合会事務局があたる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。